資料１

帳票№　業務－00－00

設備安全信頼性仕様書

新設	
改造	
更新	

◎　本仕様は、設備保全仕様書の他に設備の安全信頼度を向上させる為に追加した仕様である。

※　尚本仕様に記述していない内容で法適用のものは全て適用する。

◎　取引先様へのお願い
内容熟読の上、検討対処お願いします。

工事№＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設備名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発　行　部　門＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発　行　日　　年　　月　　日

担当部署	設備安全信頼性管理者		設備安全信頼性技術者	作成者
取引先				

※ルート

発行部門 → 設備安全信頼性管理者 → 発行部門 → 取引先

↓

設備安全信頼性技術者作成又は承認　　承認　　調達保証部門 → 取引先

分類	№	仕様内容	当社標準仕様	メーカー殿回答				決定		検収	
				標準	採決		記事				
					採	否					
(1)安全柵・安全囲い・保護カバー	1	危険領域内に身体又はその一部の侵入、挿入防止の為の安全柵、安全囲い等を設置すること	○								
	2	出入口、点検窓等には安全装置を設け、扉開時は安全装置が作動し、安全装置をリセットしない限り起動しない機構とする	○								
	3	安全柵、安全ネット等の取付けはボルト締め又は溶接等にて固定すること	○								
	4	差込み、引っ掛け方式の安全柵等は、安全装置を設け安全機能は２項に準ずる	○								
	5	原動機、回転軸、動力伝達部等の露出箇所には危険防止の為、保護カバーを設けること	○								
	6	搬送部、移載部、方向転換部、リフター部等には安全カバー、安全ネットを取付けること	○								
	7	安全柵、カバー等は容易に取り外せない構造になっていること（ダルマ方式による取付けは禁止とする）	○								
	8	安全柵の高さは一般では1400㎜以上、ロボットでは1800㎜以上、縦サンの隙間は135㎜以内であること	○								
(2)外観構造	1	油脂類等の配管部が破損しても、高熱部に飛散し爆発火災等を防止する為の保護カバーを設けること	○								
	2	加熱物が搬送部等より落下しても油圧機器、配管等に直接接触しない構造であること	○								
	3	着脱の多い配管、配線接続口には、誤接続防止の為の色別又は合マーク、特殊コネクターにより誤接続防止機構を設けること	○								
(3)電源	1	操作電源 ”切、入” はキー付きＳＷを設けること（キーは ”切” のみで抜けること）	○								
	2	運転中に電源が切れた場合は、電源が復帰しても再操作しない限り作動しないこと	○								
(4)起動方法	1	操作側及び反操作側で操作できる設備において、一方で操作する場合はその反対側では操作できないこと	○								
	2	共同作業を行う設備は、副作業者の確認がなければ作動できないこと	○								
	3	起動操作は危険領域が回避されるまで押釦を押し続けるようにすること、ワンタッチ方式の時は構造的又は安全装置等で安全が確保できること	○								
	4	自動起動に限らず、危険領域に身体又はその一部が侵入の恐れのあるときは両手操作又は安全装置で安全が確保できること	○								
(5)安全機構	1	回転駆動部には過負荷検出機構を設け、過負荷検出した場合は即電源を遮断し停止すること	○								
	2	残圧により挟まれ等危険のおそれのあるエア機器には、周辺又は配管にエア抜きを設けること	○								
	3	チェーン式リフター及び搬送コンベア重錘式テンション等にはチェーン伸び検出装置を設け検出器が作動した場合即装置は停止し異常警報表示等を行うこと	○								